

平成30年度(平成29年分) 確定申告

申告相談は 2月15日(木) から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

申告期限間際になると、申告会場は大変混雑します。申告の準備は早めをお願いします。

確定申告は、前年一年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎となる大切なものです。

申告時に必要なもの

- ◎通帳及び通帳用印鑑
- ◎源泉徴収票(コピー不可)、収支計算書など(所得金額を証明する書類)
- ◎公的年金保険料の領収書又は支払額が確認できるもの
- ◎医療費控除の明細書、領収書(医療費等控除用)
- ◎障害者手帳(本人または扶養する方が該当する場合)
- ◎障害者控除対象者認定書(本人または扶養する方が要介護認定1~5を受けている場合)
- ◎そのほか申告内容に応じた必要な書類(各種保険料控除用の支払証明書など)
- ◎本人確認書類(P.7 重要なお知らせをチェック)

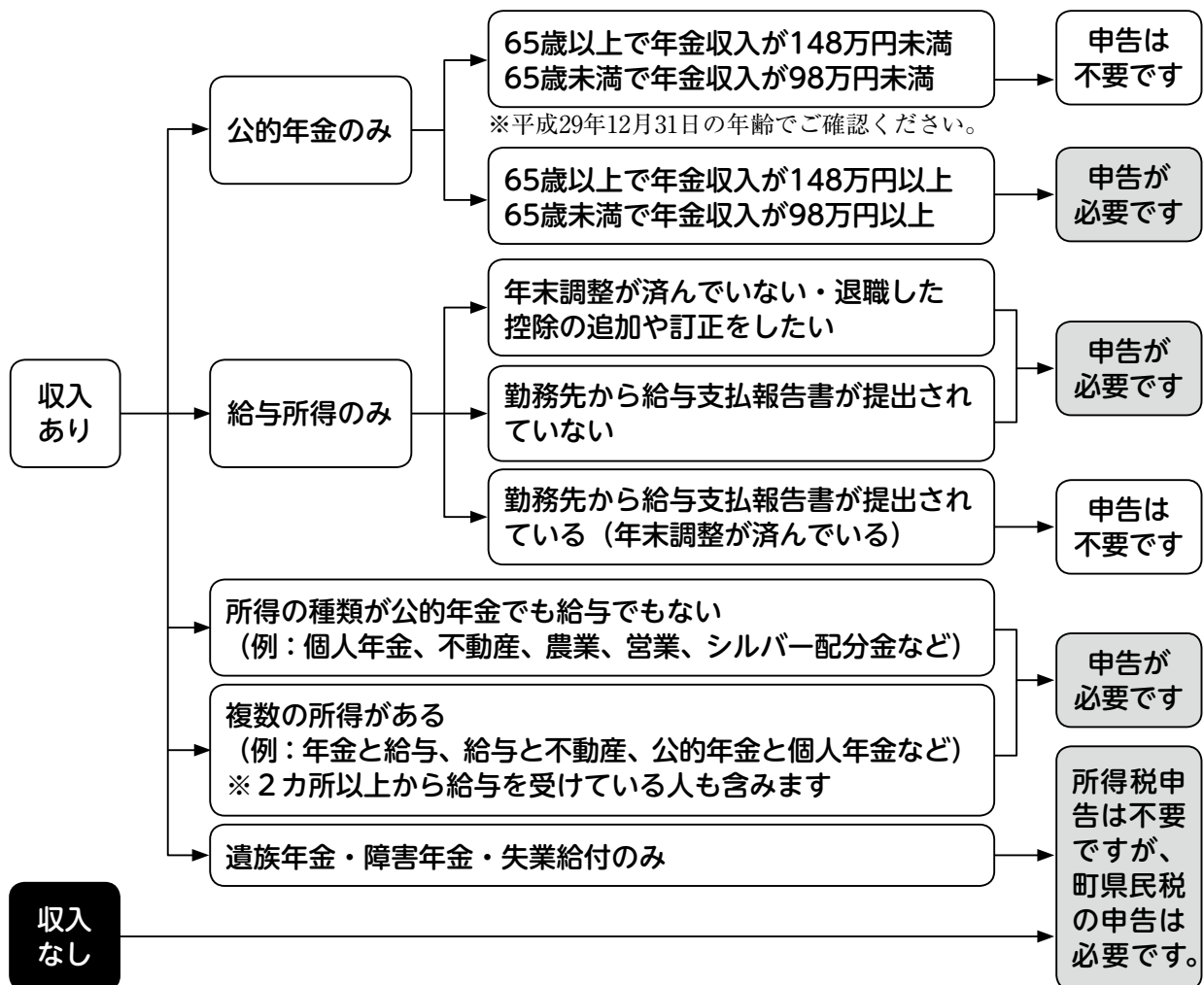
医療費控除の変更点

平成29年分の確定申告より、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)との併用は出来ませんのでご注意ください。



申告が必要な人 ~チェックしてみましょう~

Q: 平成29年1月1日から12月31日までに収入がありましたか?



★ ご注意ください ★ ~ 申告期限は3月15日(木) です ~

・未申告の方の場合、所得課税証明などの発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税などの算定で不利益を受けることがありますので必ず申告をお願いします。

平成30年度(平成29年分) 確定申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～午前11時30分 午後の部：午後1時～午後3時30分

月	日	曜日	申告相談会場	午前の部	午後の部
2月	15	木	高寺コミュニティセンター	片門・洲走	窪倉・舟渡
	16	金		窪・赤城新田・杉山	天屋・本名
	17	土	休 日		
	18	日			
	19	月	八幡コミュニティセンター	塔寺	塔寺
	20	火		気多宮・大沢・平井	塔寺二区・朝立・和泉
	21	水	川西コミュニティセンター	見明・津尻	宇内
	22	木		長井	大上・袋原
	23	金	広瀬コミュニティセンター	青木・沼越	立川・御池田
	24	土	休 日		
	25	日			
	26	月	広瀬コミュニティセンター	三谷・下政所・青津	五香・西青津
27	火	若宮コミュニティセンター	勝方・大村	樋渡・大江・沖・金沢・上新田・中新田	
28	水		牛沢・矢ノ目・上金沢	水島・牛沢・蛭川	
3月	1	木	金上コミュニティセンター	村田・村田新田・履形・束原・新村	金上・樋口分・太田谷地
	2	金		中開津・上開津・海老沢・細工名	福原・新開津
	3	土	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
	4	日	休 日		
	5	月	中央公民館	橋本・本町・鉄砲町・仲町	中政所・和泉川原・柳町
	6	火		緑町・杉・船窪	中村・原・羽林
	7	水		上町・小原	新館・八日沢
	8	木		古坂下	古坂下
	9	金		新町	新町
	10	土	休 日		
	11	日	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
	12	月		桜木町	新富町
	13	火		諏訪町・茶屋町	新栄町
	14	水		地区指定なし	地区指定なし
	15	木		地区指定なし	地区指定なし

●注意事項

- ・申告相談期間中は各会場へ出張しているため、町役場税務管理班窓口での申告相談は行いませんのでご注意ください。
- ・対象地区を日時により指定しています。極力指定された日時に相談に来られますようご協力をお願いします。なお、仕事などの都合により指定日時に来られない方は、「地区指定なし」としている日時をご利用ください。

●e-Tax（電子申告）の相談受付について

- ・3月3日～15日の受付時間中に受けられますのでお気軽にご利用ください。
- ・個人番号カードまたは、住民基本台帳カードが無くても電子申告会場にて確定申告書作成の相談が受けられます。
- ・電子申告（所轄税務署に電子送信する場合）に必要な個人番号カード、住民基本台帳カードについての詳細はお問い合わせください。■問い合わせ先：生活課 戸籍環境班 ☎84-1500

●65歳以上で要介護認定を受けている方は「障害者控除」の対象になる場合があります

- ・障害者手帳を持っていない方でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けており、障害の程度が同等であると認められる方は、障害者控除の対象となります。

確定申告の際に用いる書類として「障害者控除対象者認定書」を無料交付しますので、交付希望の方は下記窓口
に申請してください。

■申請場所：生活課 保険年金班 高齢者支援係 ⑤窓口（平成30年1月4日より発行）

■必要な物：介護被保険者証、印鑑

■その他：認定基準日は平成29年12月31日です。※同年中に対象者が死亡している場合は死亡日

■問い合わせ：生活課 保険年金班 ☎84-1513

重要なお知らせ

●確定申告時の本人確認について

- ・マイナンバー制度開始により、確定申告時における本人確認が義務付けられています。そのため、確定申告にお越しの際は、下記のいずれかの書類もご持参くださいます様、お願いいたします。

①個人番号カード（顔写真入り）の写し

②番号通知カード（顔写真無し）の写し+運転免許証などの写し

代理でご家族の確定申告をされる場合は、ご家族の①もしくは②の書類の写しも併せてご持参ください。

今大会の経験を活かせ… 第30回記念大会にタスキをつなげ!

県内59すべての市町村が参加した『第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会』は11月19日（日）に白河市カタルスポーツパーク陸上競技場スタートから福島市福島県庁ゴールまで（94.8km）で開催されました。

例年以上に選手の区間配置に苦労しましたが、中学生の積極的な参加によりチーム編成ができました。

加藤監督は『チームみんなの力走で1秒ずつ稼いで上位入賞しよう』を目標に掲げ、夏場の暑い時期から、さらに10月からはナイターで練習を積み重ねてきました。

結果は5時間38分36秒で第28回大会より2順位を下げ、総合28位、町の部11位で惜しくも15年連続での入賞を果たせませんでした。

しかし、今大会中学生・高校生の活躍があり、第30回大会に期待が持てます。

沿道やテレビ・ラジオの前での皆さんの応援が選手の走りを支えてくれました。ご声援ありがとうございました。



多くの方のサポートや応援のおかげで、最後まで無事に走りきることができました。本当にありがとうございます。良いスタートを切れたのですが、なかなか流れに乗ることができず、苦しいレース展開となりました。後半追い上げましたが、町の部入賞を24秒で逃す悔しい結果となりました。長年続いてきた入賞を途切れさせてしまい、主将としての力不足を実感しています。

今年のチーム内でベストなオーダーを組んで臨んだ結果なので、まずはこの順位を真摯に受け止め、悔しさを糧にして来年に向けてまたスタートしたいと思えます。この気持ちを晴らすには、来年のふくしま駅伝で結果を出すしかありません。自分たちに何が必要なのかを考え、感謝の気持ちと向上心を常に持って練習に励んでいきますので、これからも温かいご声援をよろしくお願いいたします。

田中啓太主将のコメント



除雪事業へのご協力をお願いします。

今年も降雪の季節がやってきました。町では、通勤通学など道路交通の安全確保のため除雪に取り組んでいますのでご協力をお願いします。

【除雪の基本ルール】

15cm以上の積雪があった場合に除雪作業を行います。

①除雪に関するお問い合わせについて

個人のお問い合わせには対応できませんので、区長、自治会長にお伝えください。なお、私道や宅地開発の道路などは個人の財産であり町では除雪できません。

除雪作業中の作業員や委託業者へ直接の問い合わせはしないでください。

②除雪作業車には絶対に近づかないでください。

除雪作業車に近づくと、接触や巻き込まれなどの事故の恐れがあり大変危険です。除雪作業車には絶対近づかないでください。



③道路への倒木について

倒木があると除雪できませんので、所有者が撤去を行ってください。また、倒木が予想される場合は早めに伐採するなどの対応をお願いします。

④路上駐車はやめましょう。

1台でも路上駐車があると除雪できません。地域に迷惑をかけるだけでなく、事故の発生にもつながりますので、絶対に路上駐車をしないようお願いいたします。

⑤玄関先などの除雪にご理解とご協力をお願いします。

道路除雪の際、押された雪が玄関先や車庫前をふさいでしまうことがあります。注意して作業をしておりますが、皆様のご理解と片付けへのご協力をお願いします。

高齢者世帯など除雪が困難な方の玄関先は、地域での除雪にご協力をお願いします。

⑥車道への排雪について

除雪後の道路に住宅や駐車場から雪を押し出す方がおります。このような行為は道路通行の支障となりますので、車道へ雪を出さないようにしてください。

⑦側溝や水路の利用及び雪捨て場について

片付けた雪を大量に側溝や水路に捨てると雪が詰まります。大量の雪を一度に流すことのないよう利用してください。また、落下事故防止のため「ふた」や「グレーチング」の閉め忘れがないように注意してください。

町では記録的な大雪などの非常時以外は雪捨て場を指定しておりません。許可なく河川などに雪を捨てることのないようにしてください。

除雪に関するお問い合わせは、区長・自治会長がとりまとめのうえ、下記までお願いします。

お口を健康に保てば、病気が防げる？



“口は災いのもと”という諺^{ことわざ}はありますが、“口は病のもと”となることも年々明らかになってきています。

以前は「お口の健康＝むし菌の予防・治療」といった感覚が一般的ではなかったでしょうか。しかし、今は歯周病対策をはじめとした口内全体を健康に保とうとする考え方が一般的となっています。特に歯周病は、歯を失う原因の最上位となっており、むし菌と合わせるとその7割以上を占めています。歯周病は、我慢できない痛みがないため、知らぬ間に症状が進行してしまっている場合が多く、歯を失うばかりでなく、重大な全身の病気や老化にも影響を及ぼすことが分かってきています。

■歯周病との関わりがある病気

歯周病は、口内に限らず、以下の病気などとも密接な関わりがあるとされています。

脳梗塞

歯周病の人は脳梗塞になる危険性が高いとされています。

心筋梗塞

歯周病菌などにより血管プラークが出来易くなり、動脈硬化を引き起こすことが分かってきました。



肺炎

飲食物が誤って気管に入ってしまった際に、歯周病菌などが一緒に入ると、肺炎になることがあります。

高齢者の死因の上位を占めています。

糖尿病

歯周病は糖尿病の合併症の一つと言われ、重度の歯周病になると糖尿病が悪化することが明らかになっています。

■ Go 歯周病検診！今年度40歳になる方は無料です！

【対象者】会津坂下町にお住まいの今年度40歳になる方
【実施期間】平成30年3月31日まで（実施医療機関の診療日）
【実施場所】会津坂下町内の歯科医院
【料 金】無 料 ※歯周病検診受診録を持参してください。
問い合わせ：福祉健康班 ☎93-6169

健康を保つためには、口内を健康に保つことも重要です。そのためには、正しい歯みがきなど日頃の手入れや定期検診を受けることが大切です。また、喫煙は歯周病を進行させる要因でもありますので控えましょう。認知症や介護を予防し、医療費を抑え、長く健康で自立した生活を送るために、日々の口内管理をきちんと行うよう心掛けましょう！

国保税の軽減をうけるためには申告が必要になります。

国民健康保険に加入されている全ての方で
・会社等から給与支払報告書を提出されている方 } 以外の方は、
・公的年金等支払報告書が提出されている方 }
申告が必要となります。（無収入だった方も対象となります。）

【問い合わせ：生活課 保険年金班（④窓口） ☎84-1501】